

山梨県立大学大学院看護学研究科臨床教授等の称号付与に関する規程

(平成25年 9月18日制定 看護学研究科第5311号)

(目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院看護学研究科（以下「看護学研究科」という。）における臨床教育に協力する学外の医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育指導体制等の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、看護学研究科臨床教授、看護学研究科臨床准教授、看護学研究科臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 臨床教授等の称号は、協力医療機関等に所属し、看護学研究科の臨床教育等に携わる医療人に付与する。

(推薦及び選考手続)

第4条 看護学研究科の教授は、臨床教授等の称号を付与することが適当と認められる者がある場合、別紙様式1により看護学研究科長に推薦するものとする。

2 看護学研究科長は、前項の規定により推薦された者について、看護学研究科委員会の議を経て選考する。

(選考基準)

第5条 臨床教授等は、協力医療機関等における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 看護学研究科臨床教授は、原則として修士以上の学位を有し、実務等の経験を20年以上有する者とする。

(2) 看護学研究科臨床准教授は、原則として修士以上の学位を有し、実務等の経験を15年以上有する者とする。

(3) 看護学研究科臨床講師は、原則として修士以上の学位を有し、実務等の経験を10年以上有する者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する協力医療機関等及び看護学研究科において、次の各号に掲げる臨床教育等に必要な職務を行うものとする。

(1) 看護学研究科の教員と連携した学生への教育

(2) 看護学研究科の教員と共同して行う臨床研究の実施

(3) 看護学研究科の教員と共同して行う外部資金の調達及び科学研究費補助金等の競争的資金の獲得

2 前項第1号に規定する学生への教育は、看護学研究科と協力医療機関等との間で作成されたカリキュラム又はプログラムに従い行うものとする。

(称号の付与)

第7条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式2により看護学研究科長が行う。

(称号の付与期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、3年以内とし、更新することができるものとする。

(身分)

第9条 臨床教授等は、本学の専任教員の身分を有しない。

(給与等)

第10条 臨床教授等には、給与等は支給しない。ただし、本学での講義を担うために別途非常勤講師として任命した場合には、この限りではない。

(称号付与の取消)

第11条 臨床教授等の称号を付与された者が、その称号を保持するのに適当ではないと認められたときは、看護学研究科長は看護学研究科委員会の議を経て称号の付与を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、看護学研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式1 (第4条関係)

山梨県立大学大学院看護学研究科臨床教授等推薦書

称号の種類						
(ふりがな) 氏名		生年月日	年	月	日	性別 男・女
現住所			電話	()	—	
現職						
学歴	年	月	事項			
職歴						
学会・社会における活動等						
教育研究業績						
免許資格	免許(登録番号	号)	昭和・平成	年	月	日
	免許(登録番号	号)	昭和・平成	年	月	日
	免許(登録番号	号)	昭和・平成	年	月	日
学位	(大学)	昭和・平成	年	月	日
	(大学)	昭和・平成	年	月	日

※ 推薦理由

令和 年 月 日

(推薦者)

印

第 号

氏 名

山梨県立大学大学院看護学研究科臨床教授（准教授 講師）の称号を付与する

期間は 年 月 日までとする

年 月 日

山梨県立大学大学院

看護学研究科長